

# 農業者戸別所得補償制度等について

「戸別所得補償制度モデル対策(水田)」に引き続き、平成23年度からは畑作も対象とした「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されます。申請の期間は6月30日までです。また、環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者に対して支援する「環境保全型農業直接支援対策」が実施されますのでお知らせします。

## ◆農業者戸別所得補償制度

### ○目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と、農業の多面的機能を維持するものです。

### ○対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね

### ○交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

○交付申請書・営農計画書の提出  
農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに町または農協に提出してください。  
なお、農協組合員の方は、別途ご案内いたします。

## ◆環境保全型農業直接支援対策

エコファーマーの認定及び農業環境規範に基づく点検を行っている方を対象に、化学肥料・化学農薬の5割低減を併せて、カバークロップなど地球温暖化防止などに効果の高い取組みに対して交付される事業です。

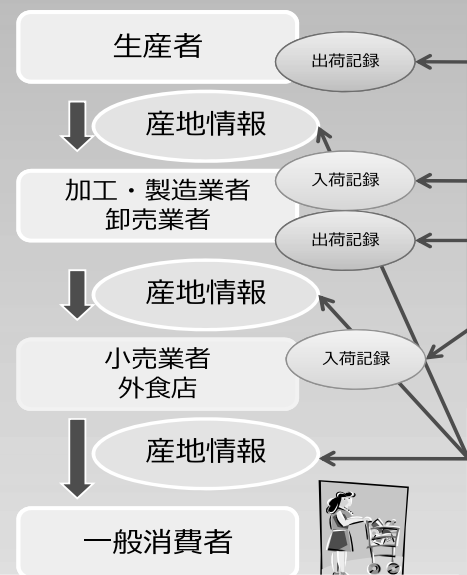
### ※ 申請等の問合せ先

役場経済部農政グループ  
(☎) 0152(☎)1111  
内線 241・242



# 米トレーサビリティ法の概要

## 【米・米加工品の流通】



## 事業者間取引等の記録・保存

- 1 対象品目  
○米穀(玄米・精米等) ○米粉や米こうじ、米菓生地等の中間原材料  
○米飯類 ○もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん
- 2 対象事業者  
生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業(飲食業等)を行う全ての事業者になります。
- 3 情報の記録・保存  
①品名 ②産地 ③数量 ④搬入・搬出等を行った年月日等 ⑤取引先名 ⑥搬入・搬出を行った場所 ⑦用途限定米はその用途を記載。  
なお、②の産地は平成23年7月1日以降に記録が必要となります。

## 産地情報の伝達 (7月1日から)

### 事業者間における産地情報の伝達

対象品目を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者へ対象品目を販売する場合には、容器・包装等への記載により、産地情報の伝達が必要です。  
また、外食店等で対象品目を提供する場合には、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

### 【問い合わせ先】

- 農林水産省北海道農政事務所食糧部  
消費流通課米流通監視グループ  
Tel.011-642-5470
- 北海道農政部食の安全推進局農産振興課  
Tel.011-204-5435

# 5月15日(日)は 春の一斉清掃日

午前6時のサイレンが ですよ！  
合図です。

美幌町自治会衛生部会・美幌町

きれいな町にしましょう

# 5月15日(日)は 魚無川の 一斉清掃日ですよ！

午前8時開始ですよ。皆さんご協力を！



## 介護保険制度の豆知識

### ～上手に介護サービスを活用するために(施設編)～

介護保険で「要介護(1～5)」に認定された方は、「施設サービス」を利用することができます。施設サービスは次の3種類に分かれます。この中から入所する施設を選び、直接申し込んで契約を結びます。(要支援1・2の方は利用できません)

#### ○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

生活介護が中心の施設です。常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。在宅復帰を念頭におき、できるだけ自立した日常生活を送れるようにすることを目指しています。

美幌町では、特別養護老人ホーム緑の苑が介護老人福祉施設にあたります。

#### ○ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している方が日常の介護の他リハビリや健康管理等を受けることができる施設です。そのため介護老人福祉施設に比べると医療スタッフが多く、料金も多少高く設定されています。在宅復帰を念頭に置いているため、入所期間は定められます。

美幌町では、アメニティ美幌が介護老人保健施設にあたります。

#### ○ 介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療は終了したが、在宅に戻るには医療依存度の高い方が入所する施設です。あくまでも介護保険適用の施設ですが、一般的には病院に併設されていることが多く、北見などに数箇所ありますが、国は現在、介護老人保健施設への転換を図っており介護療養型医療施設を廃止する方針です。

問合せ先 美幌町地域包括支援センター  
(しゃきっとプラザ内 ☎75-3220)

## 図書館だより

### 絵本展示「絵本で世界一周！」

5月12日(木)まで/2階ギャラリー/こどもの読書週間にあわせて図書館所蔵の世界の昔話・絵本等を展示します。どうぞご覧ください。

### 絵本とあそぼ!

5月12日(木)午前10時30分・26日(木)午後2時/2階視聴覚室/0～2歳児向けのお話し会です。

### シニアのためのお楽しみ文学館

「椿三十郎」(96分)/5月13日(金)/午後1時30分/2階視聴覚室/監督:黒澤 明/出演:三船敏郎 仲代達矢 加山雄三 団 令子 志村 喬 田中邦衛

### 子ども映画会

「ピアンカの大冒険」(77分)/5月14日(土)/午前10時/2階視聴覚室/\*ネズミの国際救助救援協会ニューヨーク本部に少女ベニーから助けを求め手紙が届く。協会のメンバーであるピアンカとバーナードは、アホウドリ航空のオービルの背中に乗ってベニーを探す旅に出る。

### おはなしのへや

5月19日(木)/午後3時/2階視聴覚室/絵本の読み聞かせ、おはなし、紙芝居など。

### 古典文学講座

平成23年度の古典文学講座を次のとおり開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

#### テーマ「伊勢物語」

平成23年5月21日(土)午後1時30分/平成24年2月まで毎月1回、計10回開催します/講師 敦賀七重先生(美幌高校教諭)/資料費:申込時にお知らせします。/申込 5月18日(水)までに図書館へお申込み下さい。なお当講座は道民カレッジの連携講座となります。

### 図書館ボランティアの日

5月27日(金)/午前9時30分/2階視聴覚室/除籍した本や雑誌の「廃棄シールはり」や「たより折り」「ブックスタートの袋づくり」等の仕事です。皆様のご協力をお願いします。

### 5月の休館日

2日、3日、4日、5日、9日、16日、23日、30日

## ご存知ですか? 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認機関は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

**お問い合わせは** 北見年金事務所 国民年金課 ☎0157-25-9635 役場戸籍年金担当 ☎0152-73-1111(内線232、234)

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入を得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳しくはお住まいの市町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所国民年金担当課までお問い合わせください。